

改正後の国籍法に関する意見書

平成21年1月1日施行となった改正後の国籍法は、これまで出生後日本国民である父に認知された子の場合、日本国民の父と外国籍の母の間に婚姻関係が存在することが日本国籍を取得する要件であったものを婚姻関係が存在しない場合も日本国籍の取得を可能にするというものである。

この改正後の国籍法は、日本国籍取得を目的とした虚偽の認知が行われることが懸念されることから、改正法案に対し、父子関係の科学的な確認方法を導入することの可否について検討を行うなど、虚偽の届け出を防止するために必要な措置を講ずること等の附帯決議がなされているところである。

よって、国におかれては、国籍法改正によって生じ得る虚偽の認知の防止に向けて、附帯決議を尊重した対策及び改正国籍法の厳格な制度運用をされるよう要望する。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

）あて

横浜市議会議長

吉原 訓